

令和3年度 教育委員会 第1回定例会 議案

1 日 時 令和3年4月2日（金） 午後2時45分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 報告事項

(3) 閉 会

報告事項 1
(件 名)

令和 3 年 4 月 2 日

令和 3 年度教育委員会事務局所属長等報告

(教育総務課)

年度当初にあたり、教育委員会事務局所属長等より報告する。

令和3年度教育委員会所属長名簿

令和3年4月2日

No.	所 属 名	職 名	氏 名		新 任 者 前 所 属
1		教 育 長	き な え な お ひ で 木 苗 直 秀		
2		教 育 部 長	な が さ わ よ し や 長 澤 由 哉		
3		教 育 監	し お ざ き か つ ゆ き 塩 崎 克 幸		参事(学校改革担当)
4		理 事 (総括担当)	み ず ぐ ち ひ で き 水 口 秀 樹		知事直轄組織 政策推進局長
5		理 事	ま つ い か ず こ 松 井 和 子		教育監
6	教 育 総 務 課	課 長	ほ り ぐ ち た か の り 堀 口 敬 記		
7	教 育 政 策 課	課 長	な か や ま ゆ う じ 中 山 雄 二		
8	教 育 政 策 課	I C T 教 育 推 進 室 長	せ き ひ ろ や す 関 大 康		
9	教 育 政 策 課	人 権 ・ 教 員 育 成 室 長	に し じ ま ま す み 西 島 真 美		

No.	所 属 名	職 名	氏 名		新 任 者 前 所 属
10	財 務 課	課 長	あ お き や す ゆ き 青 木 康 行		
11	教 育 厚 生 課	課 長	も と む ら つ と む 本 村 勉		
12	教 育 施 設 課	参 事 兼 課 長	ま つ し た あ き お 松 下 明 生		
13	義 務 教 育 課	参 事 兼 課 長	み や ざ き ふ み ひ で 宮 崎 文 秀		
14	義 務 教 育 課	幼 児 教 育 推 進 室 長	ふ く い た か こ 福 井 孝 子		沼津市立千本小学校教頭
15	高 校 教 育 課	課 長	ほ ん だ し ん じ 本 多 伸 治		
16	高 校 教 育 課	指 導 監 兼 学 校 づ く り 推 進 室 長	は な ざ き た け ひ こ 花 崎 武 彦		
17	特 別 支 援 教 育 課	課 長	い が た だ し 伊 賀 匡		
18	健 康 体 育 課	課 長	こ ん ど う ひ ろ み ち 近 藤 浩 通		
19	社 会 教 育 課	課 長	や ま し た え い さ く 山 下 英 作		
20	社 会 教 育 課	新 整 備 図 書 館 室 長	ふ じ が や ま さ の り 藤 ヶ 谷 昌 則		

No.	所 属 名	職 名	氏 名		新 任 者 前 所 属
21	静 東 教 育 事 務 所 所	長	な かがわ めぐみ 中 川 恵		静東教育事務所 副所長兼地域支援課長
22	静 西 教 育 事 務 所 所	長	まつやま じゅん 松 山 淳		静西教育事務所 副所長兼地域支援課長
23	中 央 図 書 館 館	長	み し な ま も る 三 科 守		
24	総 合 教 育 セ ン タ ー 所	長	まつした かずひろ 松 下 和 弘		浜松西高等学校長
25	焼 津 青 少 年 の 家 所	長	い し も と ま さ ふ み 石 本 雅 文		清水東高等学校事務長
26	観 音 山 少 年 自 然 の 家 所	長	て ら だ よ う こ 寺 田 容 子		磐田市立向陽中学校長

監査結果に関する報告

(財務課)

令和 2 年度第 5 回の監査結果

1 指摘等事項の概要

令和 3 年 3 月 26 日に、今年度、第 5 回目の監査結果の報告があった。

今回は、令和 2 年 12 月 22 日から令和 3 年 3 月 16 日までに実施した県立学校等 26 所属の定期監査についての報告で、教育委員会については、2 件の指摘、2 件の注意、1 件の意見が付された。

また、同期間に随時監査が 2 所属で実施されたが、指摘等が付される団体はなかった。

定期監査
＜指摘 2 件＞

監査箇所	指 摘 等 事 項	
三島南 高等学校	件 名	業務委託等に係る不適切な会計事務処理
	内 容	<p>三島南高等学校の職員は、委託料等の支払いや電気使用料の調定漏れを起こし、それを隠蔽するため、支払いの根拠となる支出負担行為何の減額や自費での支払いなど複数の不適切な会計事務を行っていた。また、上司も不適切な事務処理に気が付かないなど業務管理が不十分であった。</p> <p>不適切な会計処理は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清掃業務委託において、令和 2 年 3 月作業分の委託料の支出負担行為何を無断で減額し、未払いとなった。また、清掃業務委託で発生する汚泥の処分費の会計書類を作成せず、不適切な事務処理を隠すため、自費で支払いを行った。 2 自動販売機及び空調機の電気料の調定に当たり、使用量をねつ造し、実態とは異なる電気使用量に基づき調定を行った。 3 令和元年 10 月分の自動販売機の電気使用料について、自動販売機設置者あての納入通知書を紛失し、通知書を発見した 2 年 4 月に自費で支払いを行った。 4 空調修繕工事等の支払を行わず、それを隠すため支出負担行為何を減額し、関係書類を紛失した。

監査箇所	指 摘 等 事 項	
磐田西 高等学校	件 名	部活動費の不適切な管理
	内 容	<p>磐田西高等学校の教諭は、顧問を務める部活動の父母会から県外遠征費として預かった部活動費約 340 万円のうち、約 30 万円を遠征期間中に紛失した。</p> <p>また、遠征終了後に、残金を自己預金口座及び現金で管理し、必要もなく引き出すなど不適切な管理を行い、自宅に置いていた遠征費用の残金約 120 万円が盗難にあった。</p>

<注意 2 件>

監査箇所	指 摘 等 事 項	
静岡農業 高等学校	件 名	会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り (同様事案の再発)
	内 容	前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、令和2年度に任用した会計年度任用職員の年次有給休暇の付与日数に誤りがあった。

監査箇所	指 摘 等 事 項	
浜松西 高等学校	件 名	その他金券類の不適切な管理
	内 容	平成27年度に iTunes カード (1,500 円券×10 枚) を取得、同年度中にそのうち 4,800 円を使用した。が、「その他金券類受払簿」における当該払高について記載をせず、その後も利用残高と帳簿残高の照合が行われず、4 年以上にわたって金券類の適正な管理が行われていなかった。

<意見 1 件>

監査箇所	指 摘 等 事 項	
教育総務課	件 名	自動体外式除細動器 (AED) の統一的な管理体制の確立について
	内 容	<p>教育委員会の出先機関において、県立学校を中心に AED の設置が進んでいますが、県有の施設においては、職員、生徒を含む県民の命を守る十分な体制を確保しておく必要があります。施設の性質や規模に応じた AED の設置、適正な管理が求められるところです。</p> <p>現状では、AED の設置、管理は各出先機関に委ねられていますが、令和2年度に実施した「出先機関等における自動体外式除細動器 (AED) の管理等に関する監査」の結果、AED 本体の耐用期間の超過、消耗品の使用期限切れや厚生労働省が求める「日常点検の実施」、「点検記録の作成」などが実施されていない所属が複数確認されており、AED を一元的に管理、指導を行う部署を明確にし、統一的な対応を図っていく必要があると考えられます。</p> <p>また、県立学校における AED の調達においては、PTA 又は後援会の団体会計から借り受けているものが多くを占めていますが、AED は、生徒や教職員のみならず、地域住民にも活用が見込まれるところであることから、本来、県が計画的に設置を進めるべきであると考えます。</p> <p>つきましては、貴課が中心となって、一元的な管理・指導を行う体制を構築し、各機関に対して、AED の適正な管理について具体的に指導を行うとともに、今後の AED の設置、更新に当たっては、財源、調達方法をはじめ、効率的かつ効果的な方法により、教育委員会として計画的な導入について検討してください。</p> <p>加えて、各機関においては、設置された AED を適切に維持管理し、いつでも使用できるようにしておくとともに、AED を使用で</p>

監査箇所	指 摘 等 事 項
	<p>きる人材を増やすことが求められます。</p> <p>いざという場合に備え、職員が率先してAEDの使用方法を習得できるよう取り組むとともに、県立学校において多くの生徒がAEDの使用方法を習得できるよう努めてください。</p>

2 今後の対応

今回の監査結果に対する措置状況について、令和3年6月25日までに監査委員へ報告する。

監査結果に関する措置状況報告

(財務課)

1 概要

令和 2 年度第 3 回監査結果は以下のとおりで、指摘等事項についての改善措置状況を監査委員に報告した。

項目	監査結果	対象期間	監査方法	対象	結果内容
第 3 回	R 2 . 12 . 9	R 2 . 9 . 15 ～ R 2 . 11 . 18	定期監査	30 所属	指摘 1 件 注意 1 件
			随時監査	3 所属	指摘等なし
			臨時監査	1 所属	指摘 1 件

2 監査結果の区分

(1) 指 摘

次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他指摘すべき重大な事例

- ア 法令・条例・規則に違反している事項
- イ 収入確保に適切な措置を要する事項
- ウ 予算を目的外に支出している事項
- エ 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
- オ 既に注意したもので是正又は改善されていない事項

(2) 注 意

指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項

(3) 意 見

組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項

3 指摘等一覧

(1) 令和2年度第3回 監査結果

ア 定期監査

<指摘>

対象機関	件名	詳細
御殿場高等学校	実習室での火災の発生	P. 1

<注意>

対象機関	件名	詳細
吉原工業高等学校	住居手当の認定誤り	P. 2

イ 臨時監査

<指摘>

対象機関	件名	詳細
高校教育課	特定個人情報の不適切な取扱い	P. 3

(別紙1：「指摘又は注意」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
御殿場高等学校	令和2年12月9日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 実習室での火災の発生 3 内 容 令和元年10月、御殿場高等学校工作室において、実習担当教員が不在になった際、レーザー加工機から出火し、加工機の一部及び加工機周辺が延焼し、煙を吸った教員4名及び生徒1名が近隣の病院に救急搬送された。これにより、加工機（購入額1,541,378円）の焼失、建物の一部が損傷したことによる修繕費用442,970円の損害を与えた。	
【措置の内容】 1 所属としての課題確認 本事案が発覚した翌日に、火災が発生した工作室、教職員が常駐する職員室、事務室での対応や活動を取りまとめ、火災の発生当時の状況を確認しました。 教職員が日頃の備えや安全管理の観点から事故を振り返り、火災発生時における消火活動や生徒の安否確認事項、施設設備被害状況の把握などを検証し、再発防止のため、安全管理体制の強化について検討しました。 <問題点> (1) 実習室の工作機械等の管理マニュアルを作成していませんでした。 (2) 災害発生時の情報連絡体制を整備していませんでした。 2 所属における再発防止対策 (1) 工作機械ごとのマニュアルを作成し、工作機械での作業は教員の立会いのもとで行うことを明記しました。 (2) 消防・防災計画書に情報伝達体制を明記し、(1)のマニュアルと併せ、全教職員に周知しました。	

【同様事案発生の有無】 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

(別紙1：「指摘又は注意」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
吉原工業高等学校	令和2年12月9日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 住居手当の認定誤り 3 内 容 住居手当の認定の際、家賃無料期間があり住居手当の支給要件を満たしていないが、誤って認定したため手当の過払い(21,500円)が発生していた。 また、所属では支給の誤りを把握していたが、修正を行わなかった。	
【措置の内容】 1 所属としての課題確認 本件は、平成30年4月に住居手当を誤って認定しました。その後、誤りに気づいていたものの、事務処理の確認不足により、返納手続きをしていませんでした。 監査による指導を受け、当該職員に対して発生原因等を説明し、過払いとなっていた住居手当21,500円は令和2年10月に返納しました。 <問題点> (1) 住居手当の認定にあたって、その決裁過程において、認定簿と添付書類の内容を突合していませんでした。 (2) 認定した住居手当の誤りが判明した際、決定取り消しと同時に行うべき手当の遡及処理を失念していました。 2 所属における再発防止対策 (1) 住居手当認定の決裁過程において、認定簿と添付書類の突合を徹底します。 (2) 住居手当認定簿に、遡及処理日を記入する欄を設け、失念を防止します。	

【同様事案発生の有無】 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

(別紙1：「指摘又は注意」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
高校教育課	令和2年12月9日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 特定個人情報の不適切な取扱い 3 内 容 高等学校等就学支援金の認定作業において、学校から高校教育課へ書類送付の過程で特定個人情報が記載された用紙1枚（1人分）が紛失した。 高校教育課は、特定個人情報等取扱規程に基づく、特定個人情報等が記載された書類を取得した際の確実な受領確認を行っていなかった。	
【措置の内容】 1 所属としての課題確認 本事案は、特定個人情報等取扱規程に基づき、特定個人情報等が記載された書類を取得した際開封時の複数人による確認を行うべきでしたが、担当者のみ確認が常態化しておりました。 なお、令和2年10月9日に、学校長が当該保護者に状況説明及び謝罪をしました。 また、今回の事例発生後、他の学校へ注意喚起の通知を行いました。 <問題点> (1) 課内で書類を取得するには、複数人による確認をする体制がとれていませんでした。 (2) また、複数人による確認作業を行えるよう、ゆとりを持った事務処理期間の確保が必要であることを課題として認識しました。 2 所属における再発防止策 以下の取組などにより、特定個人情報取扱規程に基づく適正な管理を実施します。 (1) 課内で取得状況確認表を作成し、確認作業を複数人で行う体制としました。 (2) 学校の規模に応じて、個別に提出期限日を設定し、事務処理の平準化、チェック体制の強化を図ります。	

【同様事案発生の有無】 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部改正

(教育総務課)

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則を別紙のとおり改正した。

◎ 改正理由

(別記第 4 号様式関係)

- 知事部局の組織改編により、出納局会計課の名称が変更されたため、所要の改正を行ったもの。

◎ 改正にあたっての考え方

- 市町立学校職員以外の職員の退職手当については、人事委員会規則でその取扱いが定められていることから、今般の教育委員会規則の改正は、市町立学校職員についても同様の取扱いとするため、人事委員会規則の改正と連動させて行ったもの。

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第15号

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則（昭和30年静岡県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別記第4号様式（略）</p> <p>退職手当決定通知書</p> <p>（略）</p> <p>注 本手当の算出基礎等については、別紙退職手当計算書写しを参照してください。</p> <p>なお、本手当の支給日は、年 月 日です。口座振替の方は、上記の支給日に御指定の口座に振り込まれます。</p> <p>また、送金により受けとられる方は、<u>出納機関（出納局会計課）</u>からの別途通知により、金融機関にて受領してください。</p>	<p>別記第4号様式（略）</p> <p>退職手当決定通知書</p> <p>（略）</p> <p>注 本手当の算出基礎等については、別紙退職手当計算書写しを参照してください。</p> <p>なお、本手当の支給日は、年 月 日です。口座振替の方は、上記の支給日に御指定の口座に振り込まれます。</p> <p>また、送金により受けとられる方は、<u>静岡県会計管理者</u>からの別途通知により、金融機関にて受領してください。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

(件名)

令和3年度静岡県公立高等学校入学者選抜結果の概要

(高校教育課)

1 入学者選抜の概要 (() 内の数字は令和2年度選抜のデータを示す。)

(1) 全日制の課程

項目	一般選抜	特別選抜					再募集	合計
		海外帰国生徒	外国人生徒	長期欠席生徒	連携型	県外生徒特色		
実施校数 ※1	93 (93)	15 (15)	9 (9)	3 (3)	3 (3)	1 (1)	52 (53)	
実施科数 ※2	162 (161)	17 (16)	12 (12)	3 (3)	3 (3)	1 (1)	77 (70)	
募集定員	※3 19,015 (20,140)	16+若干名 (8+若干名)	若干名 (若干名)	若干名 (若干名)	定めない (定めない)	8 (8)	1,523 (1,297)	
志願者数	18,720 (20,422)	17 (16)	27 (26)	15 (21)	88 (83)	1 (3)	58 (100)	18,926 (20,671)
受検者数	18,584 (20,296)	17 (16)	27 (26)	13 (21)	88 (83)	1 (3)	58 (98)	18,788 (20,543)
合格者数	17,593 (18,965)	12 (13)	25 (19)	13 (20)	88 (83)	1 (2)	55 (85)	※4 17,787 (19,187)
実質倍率	1.06 (1.07)	1.42 (1.23)	1.08 (1.37)	1.00 (1.05)	1.00 (1.00)	1.00 (1.50)	1.05 (1.15)	

※1 分校等を1校と数える。

※2 小学科数を示す。くり募集は1科として数える。

※3 一般選抜の募集定員には、特別選抜の募集定員を含む。

令和3年度の公立高等学校全日制の課程の全募集定員は19,340人であるが、ここでは、併設する中等部からの入学予定者325人(沼津市立沼津69人、清水南106人、浜松西150人)を除く。

※4 併設する中等部からの入学予定者数を含むと、合格者数合計は18,112人となる。

(2) 学年制による定時制の課程

項目	一般選抜	再募集	合計
実施校数	17 (17)	16 (16)	
実施科数	17 (17)	16 (16)	
募集定員	680 (680)	444 (381)	※ 680 (680)
志願者数	270 (338)	16 (29)	286 (367)
受検者数	267 (336)	16 (27)	283 (363)
合格者数	237 (301)	12 (21)	249 (322)
実質倍率	1.13 (1.12)	1.33 (1.29)	

※募集定員の合計は、定員策定時(R2年11月発表)のものである。

(3) 単位制による定時制の課程

項目	春季		秋季	合計
	一般選抜	再募集		
実施校数	3 (3)	3 (1)	3 (3)	
実施科数	3 (3)	3 (1)	3 (3)	
募集定員	576 (576)	176 (31)	64 (64)	※ 640 (640)
志願者数	417 (597)	5 (2)	— (35)	— (634)
受検者数	411 (588)	5 (2)	— (35)	— (625)
合格者数	400 (549)	5 (2)	— (28)	— (579)
実質倍率	1.03 (1.07)	1.00 (1.00)	— (1.25)	

※募集定員の合計は、定員策定時(R2年11月発表)のものである。

2 学力検査の結果

平均点（50点満点）及び標準偏差（（ ）内の数字は令和2年度選抜のデータである。）

教科	平均点	標準偏差
国語	31.81 (33.66)	7.19 (7.34)
数学	22.39 (25.39)	8.54 (9.07)
英語	26.85 (27.47)	9.56 (10.68)
社会	30.47 (30.67)	9.44 (8.92)
理科	27.53 (28.41)	9.99 (9.07)
合計(参考)	139.05(145.60)	
実施校数	93校 (93校)	

※分校等を1校と数える。
全日制の課程のみ。

3 実質倍率の高かった学校の状況

	学校名	科名	募集定員	受検者数	合格者数	実質倍率
1	科学技術	情報システム	40	86	41	2.10
2	浜松南	理数	40	78	42	1.86
3	沼津東	理数	40	69	40	1.73
4	清水東	理数	40	66	41	1.61
5	掛川西	理数	40	67	42	1.60

4 定員割れした学校の状況（全日制の課程）

	学校名	科名	募集定員	受検者数	合格者数	再募集合格者	定員割れ
1	吉原工業	機械・電子機械・電気電子・システム化学・数理工学	200	116	115	1	84
2	静岡西	普通	160	87	85	0	75
3	新居	普通	200	139	139	1	60
4	清水西	普通	200	144	144	0	56
	金谷	普通	70	14	14	0	56